留意事項

1．情報提供については、「年金分割のための情報通知書」を交付することになりますが、請求方法や請求時期によって、次のようになっています。

（１）当事者の二人が共同で請求した場合は、それぞれに「年金分割のための情報通知書」を交付します。

（２）当事者のうち、お一人で請求した場合、

・離婚等をしているときは、請求者と請求していない相手方にも「年金分割のための情報通知書」を交付します。

・離婚等をしていないときは、請求者のみに「年金分割のための情報通知書」を交付します。

2．年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して５年（令和８年４月１日前に離婚等をした場合は２年）を経過した場合には行うことができません。

（１）離婚が成立した日

（２）婚姻が取り消された日

（３）事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く。）
ただし、裁判手続きにより按分割合が定められたときに、既に請求期限を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。

3．情報提供を受けようとする期間が平成20年4月1日以降の国民年金第３号被保険者期間のみの場合は、情報提供請求ができません。

4．当事者の一方がお亡くなりになっている場合、情報提供の請求はできません。

請求書に添えなければならない書類

1．①欄（１）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類

・個人番号を記入したとき

マイナンバーカードをご提出ください。お持ちでない場合は、以下の①および②をご提出ください。※１

①個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）

②身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど ※２

※１ 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。

※２ 上記以外の②身元（実存）確認書類については、国家公務員共済組合連合会へお問い合わせください。

・基礎年金番号を記入したとき

基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類をご提出ください。※３

※３ 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。

2．当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ

・戸籍の謄本

・当事者それぞれの戸籍の抄本

・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）

※ 請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。また、事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については国家公務員共済組合連合会にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先について＞

・国家公務員共済組合連合会（ＫＫＲ）年金部（〒１０２－８０８２東京都千代田区九段南１－１－１０九段合同庁舎）

・ご不明な点は、ＫＫＲ年金相談ダイヤル☎０５７０－０８０－５５６＜ナビダイヤル＞

※０５７０におかけになれない場合０３－３２６５－８１５５（一般電話）へお問い合わせください。

個人情報の利用目的について

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第１７条第１項に規定する保有個人情報の利用目的は次のとおりです。

1．長期給付の決定及び支払

2．長期給付に関する情報提供

3．宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供

受付登録コード				
1	7	8	1	1

届書コード		処理区分	
7	8	1	1

年金分割のための情報提供請求書

◆ 請求方法について、該当する数字を丸で囲んでください。

１．当事者二人による共同の請求　　２．当事者一方のみによる請求　　請求方法に関わらず、「請求者」欄、「配偶者(配偶者であった方)」欄の両方をご記入ください。（③欄を除く）

◆ 太枠□の中に必要事項をご記入ください。（２ページ目以降もご記入ください。）

①基本情報

	請求者	配偶者（配偶者であった方）＊「当事者一方のみによる請求」の場合においてもご記入ください。
（１）個人番号※1（または基礎年金番号）	❶	❸
（２）生年月日	❷ 大正・昭和・平成　年　月　日	❹ 大正・昭和・平成　年　月　日
（３）氏　名	（フリガナ） （氏）　（旧姓　） （名）	（フリガナ） （氏）　（旧姓　） （名）
（４）住　所※2	郵便番号　－ （フリガナ） 市区町村	郵便番号　－ （フリガナ） 市区町村
（５）電話番号	—　—	—　—

※１　基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

※２　当事者一方のみによる請求の場合であって、配偶者（配偶者であった方）の現住所が不明の場合は①欄の「（４）住所」欄に「不明」と記入し、⑦欄の「配偶者の住所歴」欄に住所をわかる範囲でご記入ください。

②婚姻期間等

（１）法律婚期間（事実婚期間のみの場合は記入不要です。）	婚姻した日	❻ 昭和・平成・令和	年　月　日
	離婚した日または婚姻が取り消された日（現在、婚姻関係にある場合は記入不要です。）	❼ 令和	年　月　日
（２）事実婚期間（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚関係）にある期間）	事実婚期間の有無（右欄の該当する数字を丸で囲んでください。）	１．事実婚期間を有しない。⇒ ③欄（裏面）へ進む ２．事実婚期間のみを有する。⇒ ア・イ・ウを記入する ３．事実婚期間と事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する。⇒ ア・ウを記入する	
	ア 事実婚第３号被保険者期間の初日	❻ 昭和・平成・令和	年　月　日
	イ 事実婚関係が解消したと認められる日（現在、事実婚関係にある場合は記入不要です。）	❼ 令和	年　月　日
	ウ 事実婚第３号被保険者期間※3	昭和平成令和　年　月　日　から	昭和平成令和　年　月　日　まで
		昭和平成令和　年　月　日　から	昭和平成令和　年　月　日　まで
		昭和平成令和　年　月　日　から	昭和平成令和　年　月　日　まで

※３　事実婚第３号被保険者期間は、事実婚期間にある間に、一方が他方の被扶養配偶者として第３号被保険者であった期間です。記入欄には該当するすべての期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑥欄、⑦欄の「備考」欄にご記入ください。

❺ 実施機関等 受付年月日　　事務センター 受付年月日

③ 請求の意思確認

	請求者	配偶者（配偶者であった方） ＊「当事者一方のみによる請求」の場合、「配偶者(配偶者であった方)」欄の記入は不要です。
（１）情報提供要否 〔右欄に☑してください。〕	□ 厚生年金保険法第78条の4の規定に基づき、標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供を請求します。	□ 厚生年金保険法第78条の4の規定に基づき、標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供を請求します。
（２）通知書等の交付方法 〔右欄の希望する交付方法の数字を丸で囲んでください。〕	１．①欄の（４）住所に郵送 ２．下記の送付先住所・宛名に郵送	１．①欄の（４）住所に郵送 ２．下記の送付先住所・宛名に郵送
送付先住所・宛名 〔郵送による交付を希望し、送付先住所が①欄と異なる場合に記入してください。宛名は本人のみをご記入ください。〕	❽ 郵便番号 　 － （フリガナ） ❾ 市区 町村 （氏）（名） ❿	❽ 郵便番号 　 － （フリガナ） ❾ 市区 町村 （氏）（名） ❿
（３）年金見込額試算要否 〔年金分割をした場合の見込額を希望する場合は該当するものに☑し、按分割合をご記入ください。〕	□ 老齢厚生年金見込額の試算を希望する □ 障害厚生（共済）年金見込額の試算を希望する ＊ 50歳以上の方または障害厚生年金を受けている方のみ試算が可能	□ 老齢厚生年金見込額の試算を希望する □ 障害厚生（共済）年金見込額の試算を希望する ＊ 50歳以上の方または障害厚生年金を受けている方のみ試算が可能
	希望する按分割合（上限 50%） ＊ 上限を超えた（または下限を下回る）按分割合を記入の場合は、上限（または下限）による試算を行います。 　 %	按分割合…当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計のうち、対象期間標準報酬総額が少ない方の分割後における持分の割合

◆ 情報の提供を受けようとする婚姻期間について、当事者以外の方に扶養され、第３号被保険者となっていた期間（または当事者以外の方を扶養し、第３号被保険者としていた期間）についてご記入ください。

④ 対象期間等に含めない期間

	請求者	配偶者（配偶者であった方） ＊「当事者一方のみによる請求」の場合は、わかる範囲でご記入ください。
（１）当事者以外の方との第３号被保険者期間 〔右欄の該当する数字を丸で囲んでください。〕	１．該当する期間はない。 ２．該当する期間がある。⇒（２）欄を記入する	１．該当する期間はない。 ２．該当する期間がある。⇒（２）欄を記入する
（２）当事者以外の方の氏名等 〔当事者以外の方との第３号被保険者期間がある場合は、該当する数字を丸で囲み、当事者以外の方の氏名等をご記入ください。〕	１．当事者以外に扶養された第３号被保険者期間がある ２．当事者以外の方が自身に扶養された第３号被保険者期間がある	１．当事者以外に扶養された第３号被保険者期間がある ２．当事者以外の方が自身に扶養された第３号被保険者期間がある
	（フリガナ） （氏）（名）	（フリガナ） （氏）（名）
	（生年月日） 大正・昭和・平成 　 年 　 月 　 日	（生年月日） 大正・昭和・平成 　 年 　 月 　 日
	（基礎年金番号）	（基礎年金番号）

◆ 情報の提供を受けようとする婚姻期間について、過去に情報提供を受けたことがある方のみご記入ください。

⑤ 再請求理由

（１）前回情報提供時からの期間 〔右欄の該当する数字を丸で囲んでください。〕	１．前回情報提供を受けた日の翌日から起算して３か月を経過している。⇒ ⑥欄へ進む ２．前回情報提供を受けた日の翌日から起算して３か月を経過していない。⇒（２）欄を記入する
（２）再請求理由 〔前回の情報提供から３か月を経過していない場合は、右欄のアからオのうち、該当するものを丸で囲んでください。〕	ア 請求者または配偶者（配偶者であった方）の被保険者の種別の変更があったため。 イ 請求者または配偶者（配偶者であった方）が養育期間に係る申出を行ったため。 ウ 請求者または配偶者（配偶者であった方）が第３号被保険者に係る届出を行ったため。 エ 按分割合を定めるための裁判手続に必要なため。 オ その他（ 　 ）

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

共済組合コード１	⓫	共済組合コード２	⓬	共済組合コード３	⓭

対象期間									
	⓮（自）	昭和 平成 令和	年	月	日	（至）	昭和 平成 令和	年	月	日
	⓯（自）	昭和 平成 令和	年	月	日	（至）	昭和 平成 令和	年	月	日
	⓰（自）	昭和 平成 令和	年	月	日	（至）	昭和 平成 令和	年	月	日
	⓱（自）	昭和 平成 令和	年	月	日	（至）	昭和 平成 令和	年	月	日

⑥ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録

	事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等 ※4	勤務期間または国民年金の加入期間 ※5	加入年金制度（〇で囲んでください）	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所
1		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
2		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
3		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
4		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
5		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
※6 備考				

基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険、国民年金または船員保険の手帳記号番号		

⑦ 配偶者（配偶者であった方）の婚姻期間等に係る資格記録

	事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等 ※4	勤務期間または国民年金の加入期間 ※5	加入年金制度（〇で囲んでください）	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所
1		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
2		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
3		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
4		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
5		（自） 年 月 日 （至） 年 月 日	国年 厚年 船保 共済	
配偶者の住所歴	（自） 年 月 日 （至） 年 月 日			
	（自） 年 月 日 （至） 年 月 日			
	（自） 年 月 日 （至） 年 月 日			
※6 備考				

基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険、国民年金または船員保険の手帳記号番号		

※４　駐留軍の施設関係に勤めていたことがある方は、「事業所名称」欄に部隊名、施設名および職種をできるかぎりご記入ください。

※５　本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「勤務期間」欄の（至）に「継続中」とご記入ください。

※６　記入欄が足りない場合には、「備考」欄にご記入ください。

請求書に添えなければならない書類

１．①欄（１）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類

・個人番号を記入したとき

マイナンバーカードをご提出ください。お持ちでないない場合は、以下の①および②をご提出ください。※１

①　個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②　身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど ※２

※１　郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。

※２　上記以外の②身元（実存）確認書類については、国家公務員共済組合連合会へお問い合わせください。

・基礎年金番号を記入したとき

基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類を提示してください。※３

※３　郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。

２．当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ

・戸籍の謄本

・当事者それぞれの戸籍の抄本

・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）

（注）請求日から 6 か月以内に交付されたものを提出してください。事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については国家公務員共済組合連合会にお問い合わせください。

お問い合わせ先について

◎国家公務員共済組合連合会（ＫＫＲ）年金部（〒１０２－８０８２東京都千代田区九段南１－１－１０九段合同庁舎）

ご不明な点は、ＫＫＲ年金相談ダイヤル☎０５７０－０８０－５５６＜ナビダイヤル＞

※０５７０におかけになれない場合０３－３２６５－８１５５（一般電話）へお問い合わせください。

個人情報の利用目的について

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第１７条第１項に規定する保有個人情報の利用目的は次のとおりです。

１．長期給付の決定及び支払

２．長期給付に関する情報提供

３．宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供

別 紙

年金分割のための情報提供の請求書の記入方法等について

情報提供請求の留意事項

１．情報提供については、「年金分割のための情報通知書」を交付することになりますが、請求方法や請求時期によって、次のようになっています。

①　当事者の二人が共同で請求した場合は、それぞれに「年金分割のための情報通知書」を交付します。

②　当事者のうち、お一人で請求した場合、

・離婚等をしているときは、請求者と請求していない相手方にも「年金分割のための情報通知書」を交付します。

・離婚等をしていないときは、請求者のみに「年金分割のための情報通知書」を交付します。

２．年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して５年（令和８年４月１日前に離婚等をした場合は２年）を経過した場合には行うことができません。

①　離婚が成立した日

②　婚姻が取り消された日

③　事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く。）

ただし、離婚から５年（令和８年４月１日前に離婚をした場合は２年）を経過するまでに調停申立等を行った場合は、請求期限を経過したとしても、離婚成立日等の翌日から起算して６か月以内であれば年金分割の請求が可能です。

３．情報提供を受けようとする期間が平 20 成年 4 月 1 日以降の国民年金第３号被保険者期間のみの場合は、情報提供請求ができません。

４．当事者の一方がお亡くなりになっている場合、情報提供の請求はできません。

記入上の注意点

○　黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。

○　請求書の太枠 ▭ の中に必要事項をご記入ください。

請求書の記入方法等について

「請求方法」欄について

○　情報提供請求の請求方法について、該当する数字を丸で囲んでください。

「① 基本情報」欄について

○　**請求方法に関わらず、「請求者」欄、「配偶者（配偶者であった方）」欄の両方**をご記入ください。

○　旧姓がある方は、氏名欄にご記入をお願いします。「（３）（氏名」欄および「（４）住所」欄のフリガナは、カタカナでご記入ください。

○　「当事者二人による共同の請求」の場合、「（４）住所」欄、「（５）電話番号」欄について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。

○　「当事者一方のみによる請求」の場合、配偶者（配偶者であった方）の個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号が不明の場合は、「（１）個人番号（または基礎年金番号）」欄に「不明」と記入し、また、配偶者（配偶者であった方）の現住所が不明の場合は、（４）「住所」欄に「不明」と記入し、⑦欄の「配偶者の住所歴」欄に住所をわかる範囲でご記入ください。

「② 婚姻期間等」欄について

○　「（１）法律婚期間」欄は、情報の提供を受けようとする婚姻期間等における法律婚期間（婚姻の届出をした期間をいう。以下同じ。）をご記入ください。「婚姻した日」は、戸籍謄（抄）本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「離婚した日または婚姻が取り消された日」は、戸籍謄（抄）本の「離婚の届出年月日」等をご記入ください。なお、その法律婚が継続している場合は、「離婚した日または婚姻が取り消された日」の記入は不要です。また、情報の提供を受けようとする婚姻期間等が事実婚期間（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。）のみの場合も記入不要です。

○　「（２）事実婚期間」欄は、情報の提供を受けようとする婚姻期間等における事実婚期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。

○　「ア 事実婚第３号被険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫（または妻）が、妻（または夫）の被扶養配偶者として第３第号被保険者であった期間（当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間）の初日を記入し、「イ 事実婚関係が解消したと認められる日」は、事実婚関係を解消した日をご記入ください。なお、今回の情報提供の請求が再請求の場合であって、過去に交付された「年金分割のための情報通知書」の「婚姻期間等」欄に記載されている期間の終日が「事実婚関係が解消したと認められる日」であるときは、その日をご記入ください。なお、その事実婚期間が継続している場合は「イ 事実婚関係が解消したと認められる日」の記入は不要です。

○　「ウ 事実婚第３号被保険者期間」は事実婚期間のうち、夫（または妻）が妻（または夫）の被扶養配偶者として第３号被保険者であった期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑥欄、⑦欄の備考欄にその続きをご記入ください。ご自身の第３第号被保険者であった期間が分からない場合は、年金事務所で記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。

「③ 請求の意思確認」欄について

○　**「当事者二人による共同の請求」の場合、「請求者」欄、「配偶者（配偶者であった方）」欄の両方**をご記入ください。

○　**「当事者一方のみによる請求」の場合、「請求者」欄のみ**ご記入ください。

○　**「（１）情報提供要否」欄は、情報提供の請求をする場合には必ず☑してください。**

○　「（２）通知書等の交付方法」欄について、「年金分割のための情報通知書」の送付先が、①欄の「（４）住所」と同じ場合は、「１．①欄の（４）住所に郵送」の「１」を丸で囲んでください 。

○　①欄の「（４）住所」と異なる場合は、「２．下記の送付先住所・宛名に郵送」の「２」を丸で囲み、下記の「送付先住所 ・宛名 」欄をご記入ください。（間違いなく届くよう「○○様方」まで必要な場合はご記入ください。宛名は本人のみをご記入ください 。）

○　「送付先住所」について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、 便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。

○　「（３）年金見込額試算要否」欄は、「年金分割のための情報通知書」のほかに、次に掲げる方が希望される場合は、年金分割をした場合の年金の見込額をお知らせします。

・５０歳以上の方については、分割をした場合の老齢厚生年金の見込額

・障害厚生（共済）年金を受給している方については、分割をした場合の障害厚生（共済）年金の見込額

○　按分割合５０％（按分割合の範囲の上限）として年金分割をした場合の年金見込額と、年金分割をしなかった場合の年金見込額をそれぞれ試算しお知らせします。また、按分割合の範囲内で希望される按分割合に基づき試算することもできます。

○　年金見込額のお知らせは、希望された方のみに対してお知らせし、その内容は、当事者の他方に対してお知らせしません。

「④ 対象期間等に含めない期間」欄について

○　当事者二人の情報提供を受けようとする婚姻期間等が、次の①または②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間等から①および②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき情報を提供することになります。

①　当事者二人以外の者（以下「第三者」という。）が、その二人のどちらか一方の被扶養配偶者として第３号被保険者であった期間

②　当事者二人のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第３号被第保険者であった期間

○　「（１）当事者以外の方との第３号被保険者期間」欄は、当事者以外の方との第３号被保険者期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。当事者一方のみによる請求の場合で、当事者の他方について上記の①または②の期間が不明の場合は、欄内に「不明」とご記入ください。

○　「（２）当事者以外の方の氏名等」欄は、当事者以外の方との第３号被保険者期間について該当する数字を丸で囲み、当該第三者の氏名（必ずフリガナもご記入ください。）、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。第三者の生年月日、基礎年金番号が不明の場合は、「不明」とご記入ください。

○　当事者二人の間で年金分割を行った後に、①または②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効になることがありますので、ご留意ください。

○　当事者の二人が共同で請求する場合、第三者に関する回答について、便せん等、別紙に氏名等と併せて記入し、請求書に添えて提出することができます。この場合は、請求書の該当する欄に「別紙に記入」とご記入ください。

「⑤ 再請求理由」欄 について

○　今回の情報提供の請求が再請求である場合にのみご記入ください。情報提供の再請求は、前回、情報提供を受けた日の翌日から起算して３か月を経過している場合に限り行うことができますが、３か月を経過することなく情報提供の再請求を行うことができる場合があります。該当するものを丸で囲んでください。

ア　請求者または配偶者（配偶者であった方）の国民年金法に規定する被保険者の種別の変更があった場合

イ　請求者または配偶者（配偶者であった方）が３歳未満の子を養育する厚生年金の被保険者等から標準報酬月額の特例（いわゆる養育特例）に係る申出を行った場合

ウ　請求者または配偶者（配偶者であった方）が 第３号被保険者となったことに関する届出または第３号被保険者に関する種別確認の届出が行われた場合

エ　按分割合を定めるための裁判手続に必要な場合

オ　その他の場合については 理由をご記入ください 。

「⑥ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録」欄および「⑦ 配偶者（配偶者であった方）の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

○　「当事者二人による共同の請求」の場合、それぞれの婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確にご記入ください。なお、⑦欄の「配偶者の住所歴」欄の記入は不要です 。

○　「当事者一方のみによる請求」の場合、⑥欄は、請求者についてご記入ください。⑦欄は、配偶者（配偶者であった方）についてできるだけ詳しくご記入ください。なお、ご記入いただいた内容により配偶者（配偶者であった方）に係る記録を特定することができない場合は、情報を提供することができないときがありますのでご承知おきください。
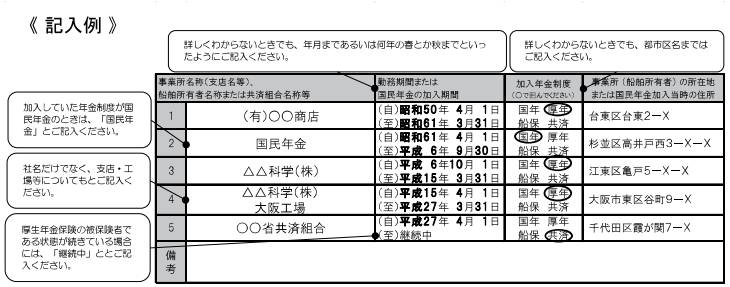
《 記入例 》